現場代理人の常駐義務緩和手続きフロー

《　既契約と新規契約の現場代理人を兼任とする場合の事例　》

同一主任技術者が管理できる工事

・既契約
現場代理人Ａ
発注：監督員①

・新規契約
現場代理人Ａ
発注：監督員②

・工事の一体性、連続性がある。
・工事現場相互が10㎞程度の近接

請負金額
4,000万円未満(※)～1,000万円以上
(※)変更契約で4,000万円以上となっても引続き適用

既契約
現場代理人Ａ
発注：監督員①

新規契約
現場代理人Ａ
発注：監督員②

区分1	一般土木、舗装、鋼橋上部、ＰＣ上部、しゅんせつ、塗装、法面処理、上・下水道、清掃施設、消雪、造園、さく井、グラウト
区分2	建築、電気設備、暖冷房衛生設備、機械設備、通信設備

※区分１及び区分２の区分を超えての兼任は不可

請負金額
1,000万円未満

既契約
現場代理人Ａ
発注：監督員①

新規契約
現場代理人Ａ
発注：監督員②

左記区分による制限なし

請負人が、監督員①、監督員②と協議し、兼任としても支障がないかを確認

当該工事担当課で支障なし

支障あり

緩和不可

「現場代理人兼任配置届」を契約時に提出する書類と一緒に、「現場代理人及び主任技術者通知書」に添付して当該工事担当課へ提出

当該工事担当課での確認を経由し、契約担当課での確認

問題あり

緩和不可

問題なし

契約締結

現場代理人の兼任了承

施工する工事で何らかの問題発生

契約担当課で請負人に説明を求めた結果、兼任配置が適当でないと判断された場合

兼任解除

新たな現場代理人の配置等